

議案第 6 5 号参考資料

利根町健康増進等複合施設管理規則（案）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、利根町健康増進等複合施設条例（令和 6 年利根町条例第 号。以下「条例」という。）第 2 1 条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（開館時間）

第 2 条 利根町健康増進等複合施設（以下「複合施設」という。）の開館時間は、午前 9 時から午後 7 時までとする。ただし、キッズルームの開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

（休館日）

第 3 条 複合施設の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1） 月曜日

（2） 国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する祝日

（3） 1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日まで

2 前項の規定にかかわらず、町長は、必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

（施設の予約受付時期等）

第 4 条 複合施設の施設等を団体利用する場合、e スポーツベースを団体又は個人で利用する場合の予約受付時期は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、トレーニングルームを団体利用する場合は、1 月前までに予約するものとする。

（1） 利根町の住民（在勤者及び在学者を含む。）及び団体 利用日の属する月の 3 月前の月の初日から利用日の 7 日前まで

（2） 前項に規定する以外の者 利用日の属する月の 1 月前の月の初日から利用日の 7 日前まで

2 予約受付時間は、午前 9 時から午後 7 時までとする。

3 第 1 項の規定により予約を行ったものは、複合施設の施設等の利用日の 7 日前までに次条の規定する複合施設の施設等の利用申請を行わなければならない。

（利用許可の申請手続等）

第5条 複合施設の施設等を利用しようとする者は、その7日前までに利根町健康増進等複合施設利用許可申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- （1） コミュニティルームを利用するとき。
- （2） トレーニングルームを利用するとき。
- （3） キッズルームを利用するとき。
- （4） 展示室を利用するとき。
- （5） 個人でeスポーツベースを利用するとき。

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、審査し、適当と認めたときは、利根町健康増進等複合施設利用許可書（様式第2号）を当該申請者に交付するものとする。

3 前項の許可書の交付を受けた者（以下「利用者」という。）がその利用を取り消ししようとするときは、利用時間前までにその旨を町長に報告しなければならない。

（指定管理者の指定申請）

第6条 条例第13条の申請書は、利根町健康増進等複合施設指定管理者指定申請書（様式第3号。以下「指定申請書」という。）とする。

2 条例第13条第1号の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- （1） 管理運営の基本方針
- （2） 施設の管理体制
- （3） 施設運営計画
- （4） 事業実施計画
- （5） 収支予算書
- （6） 個人情報保護措置
- （7） 緊急時対策
- （8） 前各号に掲げるもののほか、管理運営に関する事項

3 条例第13条第2号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 指定申請書を提出しようとする法人その他の団体（以下「申請団体」という。）の定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類
- （2） 申請団体が法人の場合にあつては、登記事項証明書又は法人以外の団体にあつては、代表者の身分証明書
- （3） 申請団体の国税及び地方税の納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した書類
- （4） 申請団体の概要が確認できる書類

(5) 申請団体が指定申請書を提出する日の属する事業年度の当該団体の事業計画書及び収支予算書

(6) 申請団体が指定申請書を提出する日の属する事業年度の前年度の当該団体の事業報告書及び収支計算書

(7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(指定管理者の指定通知)

第7条 町長は、条例第14条第1項の規定により指定管理者を指定したときは、当該申請団体に対し、利根町健康増進等複合施設指定管理者指定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

2 町長は、条例第14条第1項の規定により指定管理者として指定しなかったときは、当該申請団体に対し、利根町健康増進等複合施設指定管理者不指定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(協定の締結)

第8条 町長は、条例第14条第1項の規定により指定した指定管理者との間において協定を締結するものとする。

(指定管理者の指定取消し等)

第9条 町長は、条例第17条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、当該指定管理者に対し、利根町健康増進等複合施設指定管理者指定取消し・業務停止通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(庶務)

第10条 複合施設の庶務は、保健福祉センターにおいて処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 年 月 日から施行する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

利根町健康増進等複合施設利用許可申請書

第 号
年 月 日

利根町長 様

利根町健康増進等複合施設を利用したいので、次のとおり申請します。

利 用 申 請 人	住 所			
	団 体 名			
	氏 名		電 話	
利 用 日 時	年 月 日～ 年 月 日			
	前 前 自 午 時 分・至 午 時 分 後 後			
利 用 す る 施設及び設備等	・多目的室（カンナ（1F）、サクラ（1F）、ヨシキリ（2F）） ・調理室 ・トレーニングルーム・スタジオ（軽運動室） ・eスポーツベース（1・2・3・4・5・6・7） ・キッズルーム ・冷暖房利用の有無（有・無）			
利 用 目 的 内容及び方法				
利 用 人 員	人			
そ の 他 参 考 となる事項				

様式第 2 号(第 5 条関係)

利根町健康増進等複合施設利用許可書

第 号
年 月 日

様

利根町長 印

利根町健康増進等複合施設の利用については，次のとおり許可します。

利 用 申 請 人	住 所			
	団 体 名			
	氏 名		電 話	
利 用 日 時	年 月 日～ 年 月 日			
	前 前 自 午 時 分・至 午 時 分 後 後			
利 用 す る 施設及び設備等	・多目的室（カンナ（1F），サクラ（1F），ヨシキリ（2F）） ・調理室 ・トレーニングルーム・スタジオ（軽運動室） ・eスポーツベース（1・2・3・4・5・6・7） ・キッズルーム ・冷暖房利用の有無（有・無）			
利 用 目 的 内容及び方法				
利 用 人 員	人			
そ の 他 参 考 と な る 事 項				

様式第2号の裏面

利用条件

- 1 申請した目的以外に利用しないでください。
- 2 利用時間を厳守し、終了10分前には清掃を始め備品等を現状に復し、遅滞することなく係員に引き継いでください。トレーニングルームを利用する場合には、トレーニング器具利用後に、利用者ご自身で、トレーニング器具の清掃（アルコール消毒液によるふき取り清掃）をお願いします。
- 3 利用により生じたゴミ等は、すべて持ち帰り処分してください。
- 4 利用により生じた損害は速やかに報告し、自費をもって元の状態にしてください。

禁止行為

- 1 許可を得ずに物品の販売、宣伝、勧誘、寄附の募集その他これらに類する行為
- 2 許可を得ずにポスター、看板、旗その他これらに類するものを掲示すること。
- 3 危険物等を持ち込むこと。
- 4 係員が不相当と認める行為

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

利根町長

様

申請者 所在地
法人等の名称
代表者職氏名
電話番号



利根町健康増進等複合施設指定管理者指定申請書

利根町健康増進等複合施設条例第13条の規定により、利根町健康増進等複合施設の指定管理者の指定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 施設の名称 利根町健康増進等複合施設

2 添付書類

- (1) 複合施設の管理運営に関する事業計画書
- (2) 申請団体の定款、寄付行為、規約その他これらに相当する書類
- (3) 申請団体が法人の場合にあつては登記事項証明書又は法人以外の団体にあつては、代表者の身分証明書
- (4) 申請団体の国税及び地方税の納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した書類
- (5) 申請団体の概要
- (6) 申請団体が指定申請書を提出する日の属する事業年度の当該団体の事業計画書及び収支予算書
- (7) 申請団体が指定申請書を提出する日の属する事業年度の前年度の当該団体の事業報告書及び収支計算書
- (8) その他町長が必要と認める書類

様式第 4 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

利根町長

利根町健康増進等複合施設指定管理者指定通知書

年 月 日付けで申請のあった利根町健康増進等複合施設の指定管理者の指定については、下記のとおり指定する。

記

- 1 施設の名称 利根町健康増進等複合施設
- 2 指定期間 年 月 日から 年 月 日まで

様式第5号(第7条関係)

第 号
年 月 日

所在地

法人等の名称

代表者職氏名

様

利根町長



利根町健康増進等複合施設指定管理者不指定通知書

年 月 日付けで申請のあった利根町健康増進等複合施設の指定管理者の指定については、下記のとおり指定しない。

記

1 施設の名称 利根町健康増進等複合施設

2 不指定の理由

この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して60日以内に、利根町長に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、利根町を被告として(訴訟について町を代表する者は利根町長となります。)、提起することができます(なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

様式第6号(第9条関係)

第 号
年 月 日

所 在 地

法人等の名称

代表者職氏名

様

利根町長



利根町健康増進等複合施設指定管理者指定取消し・業務停止通知書

年 月 日付け 第 号により指定した指定管理者の指定については、利根町健康増進等複合施設条例第17条第1項の規定により下記のとおり指定を取り消す。(停止する。)

記

- 1 取消し(停止)の施設の名称 利根町健康増進等複合施設
- 2 取消し(停止)の理由
- 3 取消し(停止)の期日(期間)

この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して60日以内に、利根町長に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、利根町を被告として(訴訟について町を代表する者は利根町長となります。)、提起することができます(なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。